

問い合わせ簡素化における合意書

奈良春日病院（以下、甲という）と保険薬局名称： _____
（以下、乙という）は、甲の発行する院外処方箋における問い合わせの運用について、以下の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者に不利益を被らないように、十分な説明のうえ同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

「院外処方箋における問い合わせ簡素化のプロトコル」（別紙）に挙げる問い合わせ不要項目については、包括的に薬剤師法第23条に規定する医師の同意がなされたものとして、原則として処方医への照会を不要とする。詳細については、プロトコルの事項に準拠して実施する。

2. 開始時期について

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より運用を開始する。

3. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議のうえ行うこととする。

4. 保険薬局における管理薬剤師の変更について

管理薬剤師の変更については、速やかに甲に報告を行う。

令和 年 月 日

名称(甲)：特定医療法人 新仁会 奈良春日病院

住 所：奈良市鹿野園町1212-1

代表者氏名： 院長 生駒 行拡 ㊞

名称(乙)：

代表者氏名： _____ ㊞

薬局名称： _____

住 所： _____

管理薬剤師氏名： _____ ㊞